

太田市民間保育園園舎改修事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育事業の充実と児童福祉の向上を図るため、市内において保育所又は幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人又は宗教法人（以下「補助対象者」という。）が実施する園舎等改修事業等に対し、太田市民間保育園園舎改修事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育園園舎等改修事業（1件につき、事業費が50万円以上のものに限る。）
- (2) 保育園老朽備品買替事業（1件につき、事業費が20万円以上のものに限る。）
- (3) 保育園仮園舎設置事業（1件につき、保育園仮園舎設置事業に係る経費が就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和6年1月18日付け成事第12号別紙）別表1-1の仮施設整備工事費に該当する場合にあっては、別表2-1から2-3までに規定する仮施設整備工事費に係る交付基準額に2分の3を乗じて得た額を、保育園仮園舎設置事業に係る工事が群馬県子育て支援特別対策事業実施要綱（平成21年4月1日群馬県制定）の別紙保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱（群馬県子育て支援特別対策事業）（平成21年4月1日群馬県制定）別表及び認定こども園整備事業費補助金交付要綱（群馬県子育て支援特別対策事業）（平成21年10月15日群馬県制定）別表の仮施設整備工事に該当する場合にあっては、その仮施設整備工事に係る補助基準額に4分の3を乗じて得た額をそれぞれ差し引いた後の事業費（以下「控除後の事業費」という。）が1,000万円以上のものに限る。）

(対象外経費)

第3条 次に掲げる経費については、補助金の対象としないものとする。

- (1) 園舎等改修事業における設計管理に係る経費
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定するもので、その使用年数が同表の耐用年数に達しない備品設備の買い替えに係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか適当と認められない経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に係る経費（保育園仮園舎設置事業については、控除後の事業費）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未

満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 保育園園舎等改修事業 1件につき300万円
- (2) 保育園老朽備品買替事業 1件につき100万円
- (3) 保育園仮園舎設置事業 1件につき2,000万円

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市民間保育所園舎等改修事業等補助金交付要綱(平成10年7月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた者については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに交付決定された太田市民間保育園園舎改修事業等補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の太田市民間保育園園舎改修事業等補助金交付要綱第2条第3号の規定は、令和5年4月1日から適用する。